

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第2号の表備考第1号中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の1号を加える。

5 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第8項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第10項ただし書中「第4条第2号の表備考第1号」を「同表備考第1号」に改める。

附則第12項中「附則第8項」を「第4条第2号の表備考第5号及び附則第8項」に、「第4条第2号の表備考第1号」を「同表備考第1号」に、「を小学校教諭等免許状所持者」を「を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に、「当該小学校教諭等免許状所持者」を「当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改める。

附則第13項を次のように改める。

13 第4条第2号の表備考第5号及び附則第10項の規定により特定理学療法士

等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第2条 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年3月世田谷区規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第4条第2号の表1の項及び2の項の規定」を「第4条第2号の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この規則による改正後の第4条第2号の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第4条第2号の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。